

# 通信販売

消費者が事業者の広告を見て、電話や郵便、パソコン等を使って申し込みをする販売方法。新聞、雑誌、チラシ、カタログ、テレビ、ラジオ、インターネットなど、広告の手段は様々です。インターネットでは、オークションサイトに出品された商品を競り落とすネットオークションなどもあります。

## ⚠️ここに気をつけよう!

通信販売には、訪問販売や電話勧誘販売のようなクーリング・オフ(無条件解約)の制度はありません。返品や解約は、事業者が定めた返品ルールにより行うことになります。「返品不可」「契約成立後の解約は不可」等、返品ができないことが明記されている場合は、原則として解約はできません。注文前に返品や解約の条件をしっかり確認しましょう。

なお、通信販売の広告の中で返品や解約の条件を記載していない場合に限り、商品が引き渡された日から8日間は返品が可能です。手続きに要する送料などの費用は、消費者が負担することになります。

## テレビショッピング

### 事例

Case

テレビショッピングで、愛用者が「いつでも簡単に使える」「確実にやせる」と、体験談を語っていたのでダイエット器具を購入した。実際の器具は使用方法が複雑で、ダイエット効果も感じられなかった。返品しようとしたところ、「この商品は使用後の返品はできない。番組でも返品不可と説明していた。」と断られた。



### アドバイス

Advice

## 事前に商品の内容や、返品・解約条件をよく確認しましょう。

テレビでは視聴者の購買意欲をそそるような演出が見られる反面、詳細な内容は表示時間が短く、わかりにくいことがあります。印象だけで決めず、商品の内容をよく確認し、購入は慎重に検討しましょう。

ポイント

Point 宣伝文句に飛びつかず、慎重に検討を!